



五 姫 交 第 30 号
平 成 23 年 7 月 14 日

各 位

姫 路 港 長



姫路港飾磨区第1区・飾磨岸壁旅客船ターミナル前面海域における、
航泊禁止について

標記について、姫路港飾磨区第1区の海上において、第33回・姫路みなと祭に伴う「海上花火大会」などが実施されることから、別添のとおり船舶の航泊を禁止したので、関係者に対し周知方お願いします。

港長公示第23-1号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第2項の規定により、公示する。

平成23年7月14日

姫路港長



姫路港飾磨区第1区・飾磨岸壁旅客船ターミナル前面海域における、航泊禁止について

姫路港飾磨区第1区の海上において、第33回・姫路みなと祭に伴う「海上花火大会」(以下、「行事」という。)などが実施されるため、下記のとおり当該行事に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く船舶の航泊を禁止する。

なお、雨天などにより行事を実施できない場合には、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

平成23年7月30日(土)午後6時20分から午後9時までの間
(雨天などにより行事が実施できない場合は、翌31日の同時間帯)

2 区域

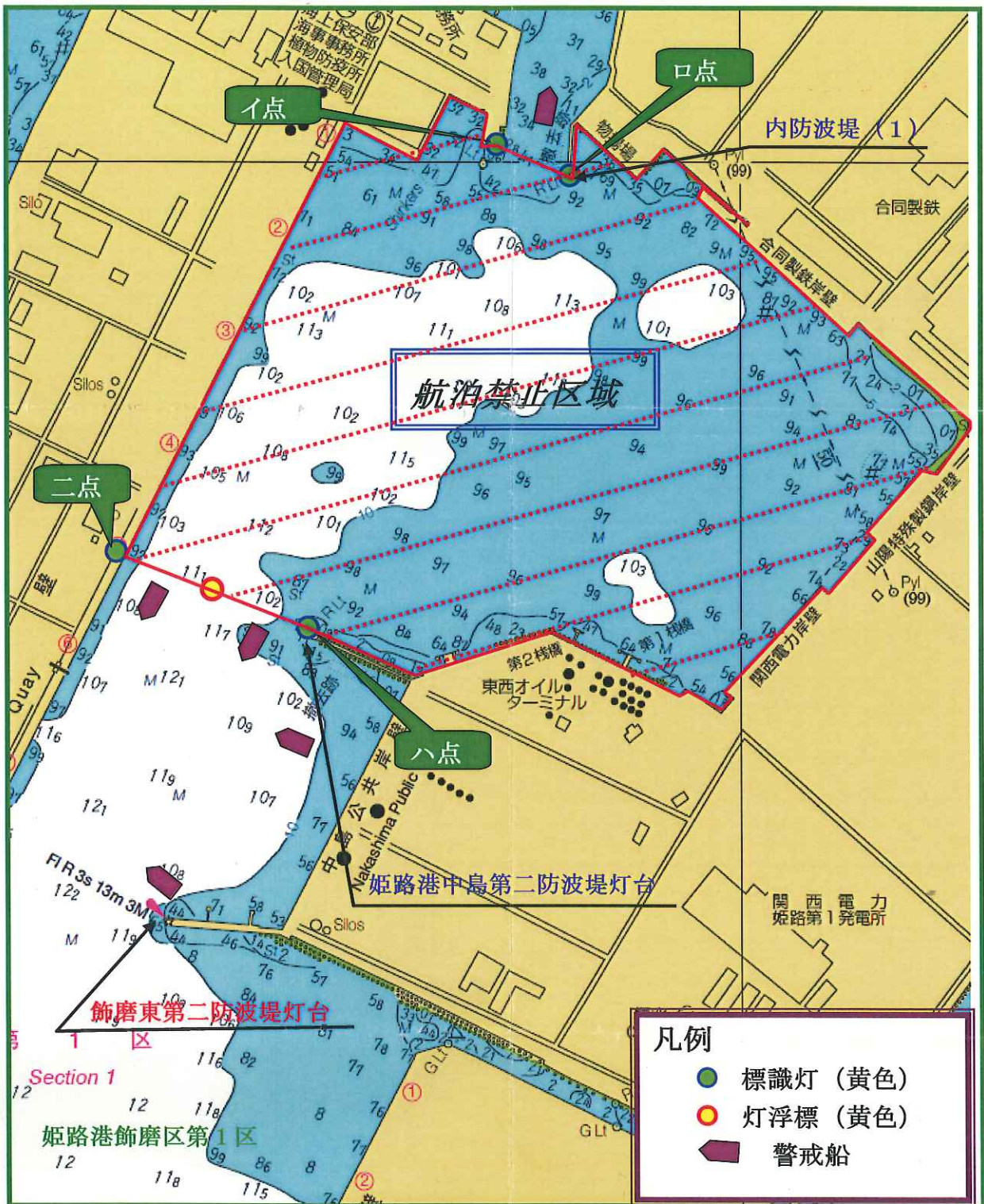
次のイ点・ロ点を結んだ線、ロ点からハ点に至る岸壁・護岸・防波堤を結んだ線、ハ点・ニ点及びニ点からイ点に至る岸壁・護岸により囲まれた海域

基点 姫路港飾磨東第二防波堤灯台

イ点	基点から23度	1,160メートルの地点(護岸上)
ロ点	イ点から116度	108メートルの地点(内防波堤(1)先端)
ハ点	基点から26度30分	450メートルの地点(姫路港中島第二防波堤先端)
ニ点	ハ点から298度	280メートルの地点(護岸上)

3 その他

- (1) 航泊禁止区域を明示するため、別図のとおり標識灯(単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離6km)4基及び灯浮標(単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離6km)1基が設置されている。
- (2) 周辺海域には、警戒船5隻が配備されている。
- (3) 1530ごろから、航泊禁止区域に中央部に花火打揚げ台船が係止されている。



基点	姫路港飾磨東第二防波堤灯台	
イ点	基点から 23 度	1,160 メートルの地点(護岸上)
ロ点	イ点から 116 度	108 メートルの地点(内防波堤 (1) 先端)
ハ点	基点から 26 度 30 分	450 メートルの地点(姫路港中島第二防波堤先端)
二点	ハ点から 298 度	280 メートルの地点(護岸上)